

事 務 連 絡
平成 27 年 10 月 14 日

各都道府県社会保障・税番号制度担当課 御中

総務省自治行政局住民制度課

居所情報の登録申請の手続に関する資料について

やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カードの送付に係る事務処理要領（平成 27 年 7 月 27 日付け総行住第 78 号通知）に定める居所情報登録申請書の様式について、別添のとおり新様式を作成しましたので、差し替えて使用してください。なお、旧様式を使用していることをもって居所情報の登録申請を受け付けないこととしないようにしてください。

また、登録対象者による居所情報の登録申請が間に合わなかった場合等の取扱いについて（平成 27 年 10 月 5 日付け総行住第 155 号通知）の概要資料を作成しましたので、問合せや周知等の対応に使用してください。

各都道府県におかれては、この内容を承知の上、域内の市区町村に周知するようお願いいたします。

担当：総務省自治行政局住民制度課 青野、細川 03-5253-5517（直通） 03-5253-5592（FAX） juki@soumu.go.jp（メール）
